

岡山県農業共済組合連合会定款

目 次

第1章 総則（第1条～第7条）	2
第2章 組織	3
第1節 会員（第8条～第12条）	3
第2節 総会（第13条～第28条）	3
第3節 役員及び職員（第29条～第44条の2）	5
第3章 財務（第45条～第53条）	9
第4章 雑則（第54条・第55条）	13
附 則	13
定款付属書 役員選任規程	24

第1章 総 則

(目的)

第1条 この連合会は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づき、この連合会の会員たる農業共済組合及び法第85条の6第1項の共済事業を行なう市町村（以下「共済事業を行なう市町村」という。）がその行なう共済事業によってその組合員又は共済事業を行なう市町村との間に当該共済事業に係る共済関係の存する者（以下「組合員等」と総称する。）に対して負う共済責任を相互に保険することを目的とする。

(名称)

第2条 この連合会は、岡山県農業共済組合連合会という。

(区域)

第3条 この連合会の区域は、岡山県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 この連合会の事務所は、岡山県岡山市に置く。

(事業)

第5条 この連合会は、次に掲げる種類の事業を行うものとする。

(1) 会員たる組合等（第8条の「組合等」をいう。）がその行う農作物共済、家畜共済、果樹共済（ぶどう及びももに係る収穫共済に限る。以下同じ。）、畑作物共済（ばれいしょ及び大豆に係る畑作物共済に限る。以下同じ。）及び園芸施設共済によつてその組合員等に対して負う共済責任並びに会員たる農業共済組合がその行う任意共済（建物共済及び農機具共済に限る。以下同じ。）によつてその組合員に対して負う共済責任を相互に保険する事業

(2) 建物共済及び農機具共済

(事業年度)

第6条 この連合会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(公告の方法)

第7条 この連合会の公告は、この連合会の事務所の掲示板に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって会員に通知し又は山陽新聞に掲載するものとする。

第2章 組 織

第1節 会 員

(会員の資格)

第8条 この連合会の会員たる資格を有する者は、この連合会の区域の一部をその区域とする農業共済組合及び共済事業を行なう市町村（以下「組合等」という。）とする。

2 前項の組合等は、すべて、この連合会の会員となる。

(議決権)

第9条 この連合会の会員は、各1個の議決権を有する。ただし、別表第1号の左欄に掲げる会員は、それぞれ当該右欄に掲げる数の議決権を有する。

(会員名簿)

第10条 この連合会に、次の各号に掲げる事項を記載した会員名簿を備える。

- (1) 会員の名称(会員たる農業共済組合にあっては、その代表権を有する者の氏名を含む。)、住所(会員たる共済事業を行なう市町村にあっては、その事務所の所在地)及び次条第1項の通知があったときはその場所
- (2) 加入の年月日
- (3) 議決権の数
- (4) 共済目的の種類(家畜共済にあっては、法第115条第1項に規定する共済目的の種類、園芸施設共済にあっては共済目的をいう。以下同じ。)

(会員に対する通知又は催告)

第11条 この連合会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所(会員たる共済事業を行なう市町村にあっては、その事務所の所在地)に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を通知したときは、その場所にあててするものとする。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(脱退)

第12条 会員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 解散(会員たる共済事業を行なう市町村にあっては、共済事業の全部の廃止)

第2節 総 会

(理事の総会の招集)

第13条 理事は、毎事業年度1回5月又は6月に通常総会を招集する。

2 理事は、次の各号に掲げる場合には、総会を招集する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 会員が総会員の5分の1以上の同意をもって、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したとき。
- (3) 会員が、第37条第1項の規定により役員の変更を請求したとき。

3 理事は、前項第2号の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

(監事の総会の招集)

第14条 次の各号に掲げる場合には、監事が総会を招集する。

- (1) 理事の職務を行なう者がいないとき、又は前条第2項第2号若しくは第3号の請求があ

った場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続きをしないとき。

- (2) 監事が、財産の状況又は業務の執行について不正の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めたとき。

(総会の決議事項)

第15条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 保険規程の変更
- (3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (4) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案
- (5) 借入金（一時借入金及び退職給与金施設転貸福祉貸付借入金を除く。）をする場合には、その方法、利息の利率及び償還方法
- (6) 建物共済に係る保険事業によつて負う保険責任又は保険規程に規定する事業によつて負う共済責任の法第145条第1項の規定による全国共済農業協同組合連合会への付保の方法
- (7) 農林漁業保険審査会の審査の申立て又は訴えの提起
- (8) 役員報酬
- (9) 解散
- (10) 清算人の選任
- (11) 解散による財産処分の方法又は決算報告書の承認

(総会招集の通知)

第16条 総会の招集は、その会日から10日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を会員に通知して行なうものとする。

(議決事項の制限)

第17条 総会では、前条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、法令又はこの定款の規定により特別議決を要する事項を除き、緊急を要する事項及び軽微な事項については、この限りでない。

(定足数)

第18条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

- 2 前項に規定する会員の出席がないときは、理事又は監事は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず議事を開き議決することができる。ただし、第21条に規定する議決については、この限りでない。

(議長)

第19条 議長は、総会において総会に出席した会員の代表者のうちから会員がこれを選任する。

- 2 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(普通議決)

第20条 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別議決)

第21条 第15条第1号及び第9号に掲げる事項に係る議決は、前条の規定にかかわらず、その議決権の3分の2以上の多数によるものとする。

(続行又は延期)

第 22 条 総会の会日は、総会の議決によりこれを続行し、又は延期することができる。

2 前項の規定により続行され、又は延期された総会には、第 16 条の規定を適用しない。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第 23 条 会員は、総会において第 16 条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

2 前項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

3 第 1 項の規定により書面をもつて議決権を行おうとする会員は、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上、総会の会日の前日までにこの連合会に提出しなければならない。

4 代理人は、代理権を証する書面をこの連合会に提出しなければならない。

(議決権を有しない場合)

第 24 条 会員は、総会においてこの連合会と当該会員の関係について議決を行なう場合においては、当該議決については議決権を有しない。

(議事録の作成)

第 25 条 総会においては、会議の議事録を作り、これに開会の日時及び場所、会員及びその議決権の総数、出席者及びその議決権の総数、議事の要領並びに議決した事項及び賛否の数を記載するものとする。

2 議事録には、議長及び議長の指名した出席者 2 人以上が署名し、又は記名押印するものとする。

(書類の備置き及び閲覧)

第 26 条 理事は、定款、保険規程、総会の議事録及び会員名簿を事務所に備えて置かなければならない。

2 会員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第 27 条 理事は、通常総会の会日から 1 週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案を監事に提出し、かつ、これらを事務所に備えて置かなければならない。

2 会員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

3 第 1 項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

(総会議事運営規則)

第 28 条 法令又はこの定款で定めるもののほか、総会の議事の運営に関し必要な事項は、総会議事運営規則で定める。

2 前項の総会議事運営規則は、総会において定める。

第 3 節 役員及び職員

(役員の数)

第 29 条 この連合会に、次の役員を置く。

(1) 理事 9 人

(2) 監事 3 人

2 前項第 1 号の理事の定数のうち少なくとも 7 人は、会員たる組合等の組合員等で法人でないもの、会員たる組合等の組合員等である法人の業務を執行する役員又は会員たる共済事業を行なう市町村の職員でなければならない。

(役員を選任)

第30条 役員は、附属書役員選任規程の定めるところにより、会員が総会において選任する。

(会長及び副会長)

第31条 理事は、会長1人及び副会長2人を互選するものとする。

- 2 会長は、この連合会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐してこの連合会の業務を掌理する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、予め互選により決定した順序に従い副会長がその職務を代理し、又はその職務を行い、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは理事の互選によりその職務を代理する者又はその職務を行う者1人を定める。

(理事会)

第32条 この連合会の事業の運営について、次に掲げる事項は、理事会においてこれを決定する。

- (1) 業務を執行するための方針に関する事項
- (2) 総会の招集及びこれに付議すべき事項の決定
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) 固定資産の取得又は処分に関する事項
- (5) 参事その他の職員の任免に関する基本的事項
- (6) 余裕金の運用に関する事項
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項（第15条の規定により総会に付議すべき事項を除く。）

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会の議事は、理事の過半数でこれを決する。
- 3 理事会の議長は、会長とする。
- 4 前各号に規定するもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会運営規則で定める。
- 5 前項の理事会運営規則は、理事会において定める。

(監事の職務)

第34条 監事は、次の職務を行なう。

- (1) この連合会の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行につき不正の点があることを発見したときは、総会及び農林水産大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
- 2 監事は、少なくとも毎事業年度2回前項第1号及び第2号の監査を行ない、その結果につき総会及び理事会に報告し意見を述べなければならない。
 - 3 前2項に規定するもののほか、監査について必要な事項は監事監査規則で定める。
 - 4 前項の監事監査規則は、監事が定め、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期)

第35条 役員任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

- 2 定数の補充又は第37条第1項の規定による改選により就任した役員任期は前項の規定にかかわらず、退任した役員残任期間とする。ただし、全員の改選により、就任した

役員任期については、3年とし、就任の日から起算する。

- 3 役員数が、その定数を欠くに至った場合においては、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任の役員が就任するまで、なおその職務を行なう。

第36条 役員は、その任期満了前に、附属書役員選任規程第5条第2号から第4号までに掲げる者となったときは、退任する。

(役員改選)

第37条 役員は、総会員の5分の1以上の請求により、任期中でも総会においてこれを改選することができる。

- 2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は保険規程の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。

- 3 第1項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面をこの連合会に提出してしなければならない。

- 4 前項の規定による書面の提出があったときは、この連合会は、総会の会日から7日前までに、役員に対し、その書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

(役員業務及び責任)

第38条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、保険規程及び総会の決議を遵守し、この連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員がその任務を怠ったときは、その役員は、この連合会に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

- 3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案若しくは不足金処理案に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

(役員兼職禁止)

第39条 理事は、監事又は職員と、監事は、理事又は職員と相兼ねてはならない。

(監事の代表権)

第40条 この連合会が理事と契約をするときは、監事がこの連合会を代表する。この連合会と理事との訴訟についても、また同様とする。

(役員報酬)

第41条 役員には報酬を支給する。

(参事その他の職員)

第42条 この連合会に参事その他の職員を置く。

- 2 参事の選任及び解任は、理事の過半数によって決する。

- 3 職員(参事を除く。)の任免は、会長が理事会の承認を得て行なう。

- 4 参事は、理事会の決定により、事務所において、この連合会の事業に関する一切の業務を理事に代わって行なう権限を有する。

- 5 職員は、参事の指揮を受けて、この連合会の事務に従事する。

(参事の解任請求)

第43条 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て、理事に対し、参事の解任を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。
- 3 前項の規定による書面の提出があったときは、理事は、当該参事の解任の可否を決するものとする。
- 4 理事は、前項の可否を決する日の7日前までに当該参事に対して第2項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えるものとする。

(職員の給与及び退職給与金)

第44条 職員に対する給与は、職員給与規則の定めるところによる。

- 2 職員が退職するときは、この連合会は、職員退職給与規則の定めるところにより、これらの者に対し、退職給与金を支給する。
- 3 この連合会は、前項の退職給与金に充てるため、職員退職給与規則の定めるところにより、毎事業年度退職給付引当金を積み立てるものとする。
- 4 第1項の職員給与規則及び第2項の職員退職給与規則は、会長が理事会の承認を得て定め、更に総会の承認を受けるものとする。

(顧問)

第44条の2 この連合会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験を有する者のうちから会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問には、総会の議決により報酬を支給する。

第3章 財 務

(勘定区分)

第45条 この連合会の会計は、次の勘定に区分して経理する。

- (1) 農作物共済に関する勘定
- (2) 家畜共済に関する勘定
- (3) 果樹共済に関する勘定
- (4) 畑作物共済に関する勘定
- (5) 園芸施設共済に関する勘定
- (6) 任意共済(農機具更新共済を除く。以下この章において同じ。)に関する勘定
- (7) 農機具更新共済に関する勘定
- (8) 業務の執行に要する経費に関する勘定

2 第5条第2号に規定する事業に係る経理は、前項第6号又は第7号の勘定に含めて行う。

(支払備金の積立て)

第46条 この連合会は、毎事業年度の終りにおいて、支払備金として、次の金額から政府から受けるべき再保険金及び再保険料の返還金に相当する金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

- (1) 保険金の支払又は保険料の返還をすべき場合において、まだその金額が確定していないものがあるときは、その金額の見込額
- (2) 保険金の支払又は保険料の返還に関して訴訟継続中のものがあるときは、その金額

(責任準備金の積立て)

第47条 この連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、責任期間が翌事業年度以降にわたる共済に係る保険事業について、それぞれ次の金額を責任準備金として積み立てるものとする。

- (1) 農作物共済、果樹共済又は畑作物共済に係るものについては、当該事業年度の保険料から政府への支払再保険料の額及び保険金の仮渡額(政府から受けた再保険金を差し引く。)を差し引いて得た金額
- (2) 家畜共済又は園芸施設共済に係るものについては、当該事業年度の保険料から政府への支払再保険料の額を差し引いて得た金額中まだ経過しない責任期間に対する金額
- (3) 任意共済に係るものについては、当該事業年度の保険料の額(建物共済にあつては、その金額のうち法第145条第1項の規定により付された全国共済農業協同組合連合会の共済に係る支払共済掛金に充てられた額を除く。)中まだ経過しない責任期間に対する金額
- (4) 更新任意共済に係るものについては、前号に掲げるもののほか、当該事業年度の保険料のうち共済責任の終了又は満了に伴う減価共済金の支払に充てるための金額及びまだ経過しない共済責任に係る前納保険料がある場合はその金額

2 前項第2号から第4号までのまだ経過しない責任期間に対する金額は、当該責任期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まったものとみなして月割で計算する。

3 第1項第4号の金額は、当該責任期間がその始期の属する月の16日から始まったものとみなして、責任期間中の予定利息を加味して計算する。

4 この連合会の行う第5条第2号に規定する事業に係る責任準備金については、第1項第3号及び第4号並びに前2項の規定を準用する。

(不足金てん補準備金の積立て)

第 48 条 この連合会は、第 45 条第 1 項第 1 号の勘定にあつては、共済目的の種類ごとに、次の各号に掲げる場合に該当するときは、毎事業年度の剰余金中当該各号に掲げる金額を当該勘定に係る法第 132 条第 1 項において準用する法第 101 条の準備金（以下「不足金てん補準備金」という。）として積み立てるものとする。

- (1) 当該事業年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額が付録第 1 の算式により算出される金額（その算出される金額が農業災害補償法施行規則（昭和 22 年農林省令第 95 号。以下「規則」という。）第 22 条第 6 項において準用する同条第 1 項第 1 号の農林水産大臣の定める金額を超える場合には、その農林水産大臣の定める金額。以下「第 1 次限度額」という。）未満の金額である場合、当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額（第 45 条第 1 項第 1 号の勘定に係る当該事業年度の剰余金の金額を、共済目的の種類ごとに、過去の収支の差額を基準として総会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額が第 1 次限度額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額を超える場合には、付録第 2 の算式により算出される金額と第 1 次限度額の 2 倍に相当する金額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか少ない金額）
- (2) 当該事業年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額が第 1 次限度額以上第 1 次限度額の 2 倍に相当する金額未満の金額である場合、当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額の 3 分の 1 に相当する金額と第 1 次限度額の 2 倍に相当する金額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか少ない金額

2 この連合会は、第 45 条第 1 項第 2 号及び第 5 号の勘定にあつては、当該勘定に係る毎事業年度の剰余金中その金額の 2 分の 1、同項第 6 号又は第 7 号の勘定にあつては、当該勘定に係る毎事業年度の剰余金中その金額の 3 分の 2 に相当する金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。

3 この連合会は、第 45 条第 1 項第 3 号の勘定にあつては、果樹共済再保険区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該果樹共済再保険区分に係る果樹剰余金配分額（当該勘定に係る毎事業年度の剰余金の金額を、果樹共済再保険区分ごとに、過去の収支の差額を基準として総会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。）の 2 分の 1 に相当する金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。

4 この連合会は、第 45 条第 1 項第 4 号の勘定にあつては、畑作物共済再保険区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物剰余金配分額（当該勘定に係る毎事業年度の剰余金の金額を、畑作物共済再保険区分ごとに、過去の収支の差額を基準として総会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。）の 2 分の 1 に相当する金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。

(不足金てん補準備金の保険金支払への充当)

第 49 条 この連合会は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、保険金の支払に不足を生ずる場合には、当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。

2 この連合会は、果樹共済について、果樹共済再保険区分ごとに、保険金の支払に不足を生ずる場合には、当該果樹共済再保険区分に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。

3 この連合会は、畑作物共済について、畑作物共済再保険区分ごとに、保険金の支払に不足を生ずる場合には、当該畑作物共済再保険区分に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。

4 この連合会は、園芸施設共済について、保険金の支払に不足を生ずる場合には、不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。

(特別積立金の積立て)

第50条 この連合会は、第45条第1項第1号の勘定について、共済目的の種類ごとに、毎事業年度の剰余金中当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

2 この連合会は、第45条第1項第2号、第5号、第6号又は第7号の勘定について、毎事業年度の剰余金から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

3 この連合会は、第45条第1項第3号の勘定について、果樹共済再保険区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該果樹共済再保険区分に係る果樹剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

4 この連合会は、第45条第1項第4号の勘定について、畑作物共済再保険区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

(特別積立金の取崩し)

第51条 この連合会は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、保険金の支払に不足を生ずる場合であって、当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該共済目的の種類に係る特別積立金を保険金の支払に充てるものとする。

2 この連合会は、果樹共済について、果樹共済再保険区分ごとに、保険金の支払に不足を生ずる場合であって、当該果樹共済再保険区分に係る不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該果樹共済再保険区分に係る特別積立金を保険金の支払に充てるものとする。

3 この連合会は、畑作物共済について、畑作物共済再保険区分ごとに、保険金の支払に不足を生ずる場合であって、当該畑作物共済再保険区分に係る不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該畑作物共済再保険区分に係る特別積立金を保険金の支払に充てるものとする。

4 この連合会は、第45条第1項第1号から第7号までの勘定ごとに、毎事業年度、不足金てん補準備金の金額をその補てんに充て、なお不足金を生ずる場合に限り、特別積立金を当該不足金の補てんに充てることができるものとする。

5 この連合会は、総会の議決を経て、特別積立金を法第132条第1項において準用する法第95条後段に規定する費用並びに法第132条第1項において準用する法第96条及び法第96条の2第1項に規定する施設をするのに必要な費用の支払に充てるものとする。

6 この連合会は、共済目的の種類別の農作物共済、果樹共済再保険区分別の果樹共済、畑

作物共済再保険区分別の畑作物共済、園芸施設共済の区分ごとに、特別積立金を規則第 25 条第 4 項の規定による交付金の支払に充てるものとする。

7 この連合会は、前各項に規定する場合のほか、総会の議決を経て、特別積立金をこの連合会の行う保険事業に関し、必要な費用として農林水産大臣の定める費用の支払に充てることができるものとする。

(業務勘定の残金の繰延べ)

第 52 条 この連合会は、第 45 条第 1 項第 8 号の勘定について残金が生じたときは、翌事業年度の業務の執行に要する経費に充てるため繰り延べるものとする。

(余裕金の運用)

第 53 条 この連合会の余裕金の運用は、次の方法によるものとする。

- (1) 総会において定めた金融機関に預貯金すること。
- (2) 総会において定めた信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- (3) 国債証券、地方債証券その他農林水産大臣の指定する有価証券を保有すること。
- (4) 独立行政法人農林漁業信用基金への金銭の寄託

2 前項の規定による余裕金の運用は、同項各号の運用方法につき、それぞれ理事会において決定した額を限度として行うものとする。

第4章 雑 則

(きょ出金の払いもどし)

第54条 この連合会は、会員たる農業共済組合の組合員が脱退したとき、又は会員たる市町村との間に存する共済関係の全部が消滅した者があるときで、当該会員から当該組合員又は当該市町村との間に存する共済関係の全部が消滅した者が納付したきょ出金の払いもどしに充てるために必要な額の資金を交付すべきことの申請があつたときは、当該請求に係る額の資金を当該会員に交付する。

2 前項の申請書には、会員たる農業共済組合の組合員又は会員たる市町村との間に存する共済関係の全部が消滅した者のきょ出の詳細を記載した書類、その他必要な書類を添付しなければならない。

(きょ出金払いもどし準備金)

第55条 この連合会は、会員が農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律(平成11年法律第69号)による廃止前の農業共済基金法(昭和27年法律第202号。以下「廃止前基金法」という。)第46条第1項の規定により徴収したきょ出金の額と会員が農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律(昭和45年法律第79号)による改正前の基金法(以下「旧基金法」という。)第47条第1項及び第2項の規定により徴収した特別きょ出金の額とを合計して得た額から会員が廃止前基金法第49条第1項から第3項までの規定により払いもどしたきょ出金に相当する金額と会員が旧基金法第49条第1項から第3項までの規定により払いもどした特別きょ出金に相当する金額とを合計して得た額を差し引いて得た額(以下「きょ出金払いもどし対象額」という。)の100分の10に相当する金額に達するまで、毎事業年度、きょ出金払いもどし対象額の100分の1に相当する金額以上の金額をきょ出金払いもどし準備金として積み立てるものとする。

① 附 則

1 この定款は、昭和39年2月1日から施行する。

2 この定款第52条中建物共済に係る部分の規定、第3章第5節の規定及び第4章の規定(第118条、第119条及び第120条を除く。)は別に総会で定める日から適用するものとし、別に総会で定める日前については、なお旧定款第11条第3号、第12条、第13条第3号、第15条、第16条、第17条、第18条、第20条、第23条から第23条4まで、第23条の6、第23条の8、第23条の10から第23条の11まで、第28条の2から第28条の6まで、第28条の7において準用する第17条、第20条、第25条、第26条、第27条、第28条及び第31条、並びに第31条の3の規定の例によるものとする。この場合において、別に総会で定める日前は、この定款第14条第5号の2中「建物共済」とあるのは「任意共済」と、「第111条第1項」とあるのは「本項の規定によりその例によるものとなされる旧定款第23条第1項」と、この定款第118条、第119条及び第120条中「建物共済」とあるのは、「建物短期第1種共済、建物短期第2種共済、定期預金第1種共済、定期預金第2種共済及び団体建物共済」と、この定款第119条第1項中「建物短期第2種共済にあつては50万円」とあるのは、「建物短期第2種共済にあつては50万円、定期預金第1種共済にあつては300万円、定期預金第2種共済にあつては50万円」と読み替えるものとする。

3 第2項に規定する日の前日において現に旧定款の規定によりこの連合会と会員又は建物共済加入者との間に存するこの定款第3章第5節に規定する建物共済に係る保険事業の保険関係又はこの定款第4章に規定する共済事業の共済関係以外の任意共済に係る保険事業

の保険関係又は任意共済の共済関係については、同項に規定する日以後も引続き存するものとする。

- 4 第2項及び前項の規定によりこの連合会と会員又は建物共済加入者との間に存する更新任意共済の保険事業の保険関係又は更新任意共済の共済関係に係る財務及び会計については、当分の間、なお旧定款第5章の規定の例によるものとする。

② 附 則

- 1 この定款の変更は、昭和42年4月1日から施行する。ただし、第219条の改正規定は、農林大臣の認可のあった日から施行し、改正後の定款第219条第1項の規定は、昭和41年度の決算から適用するものとする。
- 2 この定款の変更の施行の際現に存する死廃病傷共済の共済関係に係る保険関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該死廃病傷共済の共済掛金期間の満了の時（その時までには当該死廃病傷共済の共済目的たる家畜が改正後の農業災害補償法第111条の5の包括共済関係に係る家畜共済に付されたときは、当該死廃病傷共済の共済目的たる家畜については、その包括共済関係に係る共済責任の始まる時）までは、なお従前の例による。
- 3 前項の死廃病傷共済の共済関係に係る保険関係が当該死廃病傷共済の共済目的たる家畜が前項の包括共済関係に係る家畜共済に付されたことにより消滅したときは、この連合会は、そのまだ経過しない期間に対する保険料を会員に払いもどすものとする。
- 4 前項の規定により払いもどす保険料は、新法の規定により払い込むべき保険料と相殺するものとする。
- 5 この定款の変更の施行の際現に存する生産共済の共済関係に係る保険関係については、なお従前の例による。

③ 附 則

- 1 この定款の変更は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 この定款の変更の際、現に存する建物共済に係る保険関係については、変更前の定款附則（昭和39年2月1日施行）第2項の規定の例により、保険料の払い戻しを行なうものとする。
- 3 この連合会は、昭和43事業年度の決算の終了の時において、変更前の定款第137条第2項の規定により積み立てられている第132条第1項第4号に係る無事戻し積立金を、前項の規定による払戻しのための積立金として、なお、積み立てておくものとする。
- 4 第2項の規定による保険関係に係る保険料の払戻しの終了後、前項の規定による積立金になお残余を生じたときは、その金額をすべて、当該年度のこの定款第132条第1項第4号に係る剰余金に繰り入れるものとする。

④ 附 則

- 1 この定款の変更は、昭和43年6月1日から施行する。ただし、この定款第111条の規定は、昭和43年5月30日から適用するものとし、この定款第112条及び第149条及び第191条の規定は、それぞれ、この定款の変更の施行の日以後における共済掛金率の基準の設定及び共済掛金率の設定又は変更から適用するものとする。
- 2 この定款の変更の施行の際現に存する建物共済及び農機具共済の共済関係及び建物共済に係る保険事業の保険関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該建物共済

の共済責任期間満了の日までは、なお従前の例による。

- 3 この定款の変更の施行の際現に変更前の定款の規定により、この連合会と会員又は建物共済加入者若しくは農機具共済加入者との間に存するこの定款第3章第5節に規定する建物共済及び農機具共済に係る保険事業の保険関係又はこの定款第4章に規定する共済事業の共済関係以外の任意共済に係る保険事業の保険関係又は任意共済の共済関係については、この定款の変更の施行の日以後も引続き存するものとする。ただし、この連合会と当該建物共済加入者及び農機具共済加入者が協議して別段の定めをしたときは、この限りでない。
- 4 前項の規定により、この連合会と会員又は建物共済加入者若しくは農機具共済加入者との間に存する更新任意共済の保険事業の保険関係又は更新任意共済の共済関係に係る財務及び会計については、なお従前の例による。
- 5 この定款の変更の施行の際現に存する建物共済及び農機具共済の共済関係に係る共済責任期間の満了の日の翌日に共済掛金の払込みを受けた場合には、この定款第120条、第194条及び第206条の規定にもかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その払込みを受けた日の午前零時から始まるものとする。
- 6 この定款変更施行の日から、1年以内において、この連合会の農機具更新共済に付することができる農機具は、第166条第2号の規定にかかわらず、当該農機具につき別表第1号の(1)に定める当該機種に係る耐用年数の3分の1を経過しないものとする。この場合において、農機具更新共済に付された農機具に係る共済責任期間は別表第1号の(1)に掲げる農機具耐用年数のうち当該農機具の機種に係るものからすでに経過した年数を差し引いた年数の範囲内で別表第1号の(2)に掲げる期間によるものとする。
- 7 この定款第81条第1項の規定は、昭和43事業年度（農業災害補償法（以下「法」という。）第85条の6第1項の共済事業を行う市町村にあっては、昭和43会計年度）における連合会無事もどし（法第132条において準用する法第102条の規定による払いもどしをいう。以下同じ。）の請求から適用するものとする。

⑤ 附 則

この定款の変更は、農林大臣の認可のあった日から施行する。ただし、改正後の付録第1（第220条関係）は、昭和43事業年度の決算に係る剰余金の処分から適用する。

⑥ 附 則

- 1 この定款の変更は、農林大臣の認可のあった日から施行する。ただし、農機具共済に係る変更については昭和45年6月1日から適用する。
- 2 改正後の定款第55条第1項の規定は、この定款の変更の施行の日の前日以後に到来する払込期限に係る延滞金の額の計算について適用し、同日前に到来した払込期限に係る延滞金の額の計算についてはなお従前の例による。
- 3 改正後の定款第166条、第177条、第202条、第203条、第210条、第214条、第215条及び第216条の規定は、この定款の変更の施行の日の翌日以後に開始する共済責任期間に係る農機具共済について適用するものとし、同日前に開始した共済責任期間にかかる農機具共済についてはなお改正前の定款第166条、第177条、第202条、第203条、第210条、第214条、第215条及び第216条の規定の例によるものとする。

⑦ 附 則

この定款の変更は、昭和 46 年 6 月 1 日から施行する。

⑧ 附 則

- 1 この定款の変更は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の定款（以下「新定款」という。）第 77 条第 2 項の規定は、水稻については昭和 47 年産のものから、麦については昭和 48 年産のものから適用するものとし、昭和 46 年以前の年産の水稻及び昭和 47 年以前の年産の麦については、なお改正前の定款（以下「旧定款」という。）第 77 条第 2 項の例による。
- 3 この定款の変更の施行前に開始し、この定款の変更の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する払込保険料については、なお従前の例による。
- 4 旧定款第 230 条第 1 項の規定により積み立てられたきょ出金払いもどし準備金は、新定款第 229 条の規定により積み立てられたきょ出金払いもどし準備金とみなす。
- 5 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和 46 年法律第 79 号）による改正前の農業共済基金法（昭和 27 年法律第 202 号）第 47 条第 1 項及び第 2 項の規定により納付された特別きょ出金は、新定款第 228 条第 1 項の規定の適用については、農業共済基金法第 46 条第 1 項の規定により納付されたきょ出金とみなす。

⑨ 附 則

- 1 この定款の変更は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。ただし、目次を削る部分の規定、第 7 章及び次項の規定を削る規定は、果樹保険臨時措置法（昭和 42 年法律第 93 号）の失効の時から施行する。
- 2 前項ただし書に規定するときに現に存する変更前の定款第 7 章に基づく果樹保険の保険契約に係る保険事業に関しては、同章の規定は、同項ただし書に規定する時後も、なおその効力を有する。

⑩ 附 則

この定款の変更は、昭和 48 年 10 月 1 日から施行する。

⑪ 附 則

- 1 この定款の変更は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 88 条の規定は、昭和 49 年産の蚕繭から適用する。
- 2 この定款の変更の施行の際、現に存する家畜共済の保険関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該家畜共済の共済掛金期間の満了のときまではなお従前の例による。

⑫ 附 則

この定款の変更は、昭和 49 年 6 月 1 日から施行する。

⑬ 附 則

- 1 この定款の変更は、昭和 52 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 81 条、第 92 条、第 96 条、第 102 条の 11、第 102 条の 13、第 222 条から第 225 条まで及び付録の改正に係る部分の規定は昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の定款（以下「新定款」という。）第 71 条から第 75 条まで、第 77 条、第 77 条の 2 及び第 79 条の規定は、水稻については昭和 52 年産のものから、麦については昭和 53 年産のものから適用するものとし、昭和 51 年以前の年産の水稻及び昭和 52 年以前の年産の麦については、なお改正前の定款（以下「旧定款」という。）第 71 条から第 75 条まで、第 77 条及び第 79 条の規定の例による。
- 3 この定款の変更の施行前の各事業年度に属する各事業年度（共済事業を行う市町村にあっては、各会計年度）における各会員の無事戻金の金額は、第 81 条、第 92 条及び第 102 条の 13 の規定の適用については、当該各事業年度（共済事業を行う市町村にあっては、当該各会計年度）の前各事業年度（共済事業を行う市町村にあっては、前各会計年度）において規則第 24 条各項の規定により無事戻しの限度とされる額に相当する金額を無事戻ししたとすれば当該事業年度（共済事業を行う市町村にあっては、当該会計年度）において当該各項の規定により無事戻しの限度とされる金額とみなす。

⑭ 附 則

この定款の変更は、昭和 53 年 6 月 26 日から施行する。

⑮ 附 則

- 1 この定款の変更は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法（昭和 48 年法律第 79 号。以下「臨時措置法」という。）の廃止の際現に存する変更前の定款第 7 章の規定による園芸施設共済の保険契約に係る保険事業については、なお従前の例による。

⑯ 附 則

この定款の変更は、昭和 54 年 7 月 5 日から施行する。

⑰ 附 則

この定款の変更は、昭和 55 年 5 月 9 日から施行する。

⑱ 附 則

この定款の変更は、昭和 55 年 6 月 1 日から施行する。

⑲ 附 則

- 1 この定款の変更は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の定款第 88 条及び第 91 条の規定は、昭和 56 年度の蚕繭から適用するものとし、昭和 55 年以前の年産の蚕繭については、なお変更前の定款第 88 条及び第 91 条の規定の例による。
- 3 変更後の定款第 102 条の 3、第 102 条の 5、第 102 条の 6、第 102 条の 8、第 102 条の 11 から第 102 条の 13 まで、第 220 条、第 221 条、第 224 条及び第 225 条の規定は、この定款の変更の施行の日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお変更前の定款第 102 条の 3、第 102 条の 5、第 102 条の 6、第 102 条の 8、第 102 条の 11 から第 102 条の 13 まで、第 220 条、第 221 条、第 224 条及び第 225 条の規定の例による。

⑳ 附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。ただし、農機具共済に係る変更規定は、昭和 57 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 この定款の変更の施行の際、現に存する農機具共済に係る共済関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該共済責任期間の満了の日まではなお従前の例による。

㉑ 附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。ただし、変更後の建物共済に係る規定は、昭和 58 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 この定款の変更の施行の際現に存する建物共済の共済関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。
- 3 この連合会の会員たる農業共済組合又はこの連合会の区域内に住所を有する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が所有し又は管理する建物に係る建物共済については、この定款の変更の施行の日以後に行われる当該建物共済に係る共済掛金率の変更についての農林水産大臣の承認の日までは、なお従前の例による。

㉒ 附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

㉓ 附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、昭和 61 年 6 月 1 日から適用する。

㉔ 附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

㉕ 附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

㉖ 附 則

- 1 この定款の変更は、平成元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際、現に存する農機具共済の共済関係については、この定款の変更の日の属する当該農機具共済の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

㉗ 附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。ただし、変更後の建物共済に係る規定は、平成 2 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 この定款の変更の施行の際、現に存する建物共済の共済関係については、この定款の変更の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。
- 3 この連合会の会員たる農業共済組合又はこの連合会の区域内に住所を有する農業協同組合、若しくは農業協同組合連合会が所有し、又は管理する建物に係る建物共済については、

この定款の変更の施行の日以後に行われる当該建物共済に係る共済掛金率の変更についての農林水産大臣の承認の日までは、なお従前の例による。ただし、変更後の建物共済に係る第122条の規定は、平成2年1月1日から適用する。

⑳ 附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

㉑ 附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

㉒ 附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、平成6年産の水稻、陸稲及び麦から適用するものとし、平成5年以前の年度の当該農作物については、なお従前の例による。

㉓ 附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 3 この連合会の会員たる農業共済組合又はこの連合会の区域内に住所を有する農業協同組合、若しくは農業協同組合連合会が所有し、又は管理する建物に係る建物共済については、この定款の変更の施行の日以後に行われる当該建物共済に係る共済掛金率の変更についての農林水産大臣の承認の日までは、なお従前の例による。

㉔ 附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、平成7年7月1日から適用する。ただし、変更後の第183条、第186条及び第216条2の規定は、平成7年7月1日以後に共済責任期間の開始する農機具共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する農機具共済については、なお従前の例による。

㉕ 附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、平成7年8月1日から適用する。ただし、平成7年8月1日前に共済責任期間が開始している建物共済については、なお従前の例による。

㉖ 附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、平成9年7月1日から適用する。ただし、平成9年7月1日前に共済責任期間が開始している農機具共済については、なお従前の例による。

㉗ 附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

2 変更後の定款の規定は、平成 10 年 7 月 1 日から適用する。

③⑥ 附 則

- 1 この定款の変更は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際、現に存する建物火災共済及び建物総合共済の共済関係については、変更後の規定によるものとする。ただし、この定款の変更の施行の際、現に存する建物火災共済及び建物総合共済に付されている臨時費用担保特約に係る共済関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

③⑦ 附 則

- 1 この定款の変更は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 72 条、第 77 条及び第 80 条の規定は、水稻及び陸稲については平成 12 年産のものから、麦については平成 13 年産のものから適用するものとし、平成 11 年以前の年産の水稻及び陸稲並びに平成 12 年以前の年産の麦については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第 102 条の 18、第 102 条の 20 及び第 102 条の 25 の規定は、平成 13 年産の蚕繭から適用するものとし、平成 12 年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。
- 4 変更後の第 102 条の 29 及び第 102 条の 33 の規定は、平成 12 年 4 月 1 日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。
- 5 変更後の第 55 条の規定は平成 12 年 4 月 1 日以後に納付され、又は納入される延滞金について適用する。
- 6 変更後の第 225 条第 7 項の規定は、平成 12 年 4 月 1 日から適用し、同日前に申請のあった場合はなお従前の例による。
- 7 変更後の第 227 条第 1 項第 5 号及び第 230 条の規定は、改正法附則第 3 条第 4 項の認可により、農林漁業信用基金が農業共済基金の権利及び義務を承継した日から適用するものとし、同日前の余裕金の運用及び事務の受託についてはなお従前の例による。

③⑧ 附 則

この定款の変更は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

③⑨ 附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の第 126 条の規定は、13 事業年度から適用し、12 事業年度以前については、なお従前の例による。

④⑩ 附 則

この定款の変更は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

④⑪ 附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

㊹ 附 則

- 1 この定款の変更は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 変更後の農作物共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係から適用し、施行日前に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 3 変更後の家畜共済に係る規定は、施行日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係から適用し、施行日前に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 4 変更後の収穫共済に係る規定は、平成 17 年産の果樹に係る収穫共済の共済関係から適用し、平成 16 年以前の年産の果樹に係る収穫共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 5 変更後の畑作物共済に係る規定は、平成 16 年産（ばれいしょ及び蚕繭にあつては、平成 17 年産）から適用し、平成 15 年（ばれいしょにあつては、平成 16 年）以前の年産の農作物及び平成 16 年以前の年産の蚕繭に係る畑作物共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 6 変更後の園芸施設共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用し、施行日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。
- 7 変更後の任意共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する任意共済の共済関係から適用し、施行日前に共済責任期間の開始する任意共済については、なお従前の例による。

㊺ 附 則（平成 17 年 7 月 7 日認可）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

㊻ 附 則（平成 18 年 6 月 30 日認可）

この定款及び定款付属書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

㊼ 附 則（平成 19 年 7 月 23 日認可）

この定款付属書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

㊽ 附 則（平成 21 年 3 月 31 日認可）

この定款付属書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

㊾ 附 則（平成 21 年 6 月 15 日認可）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

㊿ 附 則（平成 22 年 6 月 15 日認可）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

㊿ 附 則（平成 24 年 7 月 3 日認可）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

付録第1〔第48条関係〕

次の算式により算出された金額を合計して得た金額

ア $3 \sum \sum S (q1 - P1) r$

イ $3 \sum \{sh \cdot q2 - (\sum S \cdot p2i - sh \cdot Ps)\}$

Sは、この連合会の会員たる組合等の当該事業年度にその共済責任期間が開始する当該共済目的の種類に係る農作物共済の共済事故等による種別（以下「対象農作物区分」という。）ごとの総共済金額

shは、この連合会の会員たる組合等の対象農作物区分に係る農作物異常責任保険金額の合計額

$$sh = \sum (S - S \cdot q1)$$

q1は、この連合会の会員たる組合等の対象農作物区分に係る農作物通常標準被害率

q2は、この連合会の対象農作物区分に係る農作物異常標準被害率

p1は、この連合会の会員たる組合等の対象農作物区分に係る農作物通常共済掛金標準率（法第85条第4項（法第85条の7において準用する場合を含む。）の規定により農林水産大臣が指定した地域の全部又は一部をその区域に含む組合等がその指定した地域において行う農作物共済の共済目的たる水稲に係るものにあつては、当該組合等の当該事業年度にその共済責任期間が開始する水稲に係る農作物共済掛金標準率に当該水稲に係る法第86条第2項の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率から当該組合等の当該水稲に係る農作物異常共済掛金標準率に当該水稲に係る法第124条第1項第1号の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率を、当該農作物通常共済掛金標準率から差し引いて得た率）

p2iは、この連合会の会員たる組合等の対象農作物区分に係る農作物異常共済掛金標準率（法第85条第4項（法第85条の7において準用する場合を含む。）の規定により農林水産大臣が指定した地域の全部又は一部をその区域に含む組合等がその指定した地域において行う農作物共済の共済目的たる水稲に係るものにあつては、当該組合等の当該事業年度にその共済責任期間が開始する水稲に係る農作物異常共済掛金標準率に当該水稲に係る法第124条第1項第1号の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率を、当該農作物異常共済掛金標準率から差し引いて得た率）

psは、この連合会の対象農作物区分に係る農作物再保険料率（この連合会の会員たる組合等のうち法第85条第4項（法第85条の7において準用する場合を含む。）の規定により農林水産大臣が指定した地域の全部又は一部をその区域に含む組合等がその指定した地域において行う農作物共済の共済目的たる水稲に係るものにあつては、この連合会の当該事業年度にその共済責任期間が開始する水稲に係る農作物再保険料率に当該水稲に係る法第136条第1項の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率を、当該農作物再保険料率から差し引いて得た率）

r は、この連合会の会員たる組合等の対象農作物区分に係る農作物通常責任保険歩合

付録第 2（第 48 条関係）

$$\frac{1}{2} (L - F) + \frac{1}{3} S u$$

L は、この連合会の当該事業年度の当該共済目的の種類に係る第 1 次限度額

F は、この連合会の当該事業年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額

S u は、この連合会の当該事業年度の当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額

別表第 1 号

定款第 9 条ただし書の会員名及び数

会 員 名	議 決 権 の 数
岡 山 地 区 農 業 共 済 組 合	3
倉 敷 地 区 農 業 共 済 事 務 組 合	2
津 山 地 区 農 業 共 済 事 務 組 合	2

(定款付属書)

岡山県農業共済組合連合会役員選任規程

(役員選任総会の期日)

第1条 役員任期の満了による選任は、役員任期満了の日の60日前から7日前までの間に行う。

2 第7条の規定による再選任又は第8条の規定による補欠選任は、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行う。

(選任の方法)

第2条 役員は、総会の議決によって選任する。

2 前項の議決は、会員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数によらなければならない。

3 定款第18条第2項本文後段の規定は、第1項の規定による役員選任については、適用しない。

(選任議案の提出)

第3条 役員選任に関する議案は会長が総会に提出する。

2 会長は、役員選任に関する議案を総会に提出するには、別表で定める区域ごとに、その区域内のこの連合会の会員の代表者であって、その区域内のこの連合会の会員を代表するものとして選ばれた者をもって構成する推薦会議において推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

3 2人以上の役員を選任する場合においては、役員に推薦された者につき、理事に推薦された者と監事に推薦された者とを区分するときを除き、区分して議案を作成してはならない。

(候補者の承諾)

第4条 推薦会議は、前条第2項の規定により役員候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ、本人の承諾を得ておかななければならない。

(役員候補者にすることのできない者)

第5条 次の各号に掲げる者は、役員候補者とすることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 破産者で復権のできない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(通知及び公告)

第6条 役員選任に関する議案が総会において可決されたときは、会長は直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所及び氏名並びに理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の公告の日、前任者の任期満了の日の翌日又は当該選任が農林水産大臣の認可を停止条件とする場合は認可のあった日の翌日のいずれか最も遅い日に、役員に就任するものとする。

(再選任)

第7条 被選任者が第5条第2号から第4号までの1に該当することとなったこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなかった場合、又は法第142条の7の規定による決議の取消の結果、被選任者がなくなり、若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき再選任を行わなければならない。

2 前項の場合には、前条までの規定を準用する。

(補欠選任)

第8条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき又は役員に欠員が生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、理事が4人以下、監事が1人となったときを除き、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

2 前項の場合には、前条までの規定を準用する。

別表

地区名	ただし、左の地区は下記区域と読み替えるものとする。
備前地区	岡山市、瀬戸内市、玉野市、赤磐市、備前市、和気郡、加賀郡（旧加茂川町の区域）
備中地区	倉敷市、都窪郡、浅口市、浅口郡、総社市、笠岡市、井原市、小田郡、高梁市、加賀郡（旧賀陽町の区域）、新見市
美作地区	真庭市、真庭郡、津山市、苫田郡、久米郡、美作市、勝田郡、英田郡